

温対法改正を踏まえた温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度検討会  
(第1回)に関する意見

(一社) 日本経済団体連合会  
環境エネルギー本部

今回の算定・報告・公表制度の見直しに関し、データのデジタル化・オープン化を図るといった基本的な方向に賛同する。

その上で、「報告の電子化の取組状況及び今後の方向性について」(資料3-2)、「公表データの活用促進に向けた方策について」(資料4)、「任意報告の拡充について」(資料5)に関して、下記の通り意見を申し上げます。

記

1. 資料3-2 「報告の電子化の取組状況及び今後の方向性について」

E E G Sの開発にあたっては、入力事務をはじめとする報告業務の効率化に繋がるよう、対象となる事業者の意見を十分に反映いただきたい。

2. 資料4 「公表データの活用促進に向けた方策について」

(1) 10～15 頁：事業所単位のデータのオープン化に関して、事業者は事業全体での最適化を考えて温暖化対策を行っており、事業所ごとに最適化を行っているわけではない。「第2回 地球温暖化対策の推進に関する制度検討会」における当会からの意見を踏まえ、13 頁の右下の形で、情報活用に当たった留意点を記載いただくこととしたことは評価する。具体的な公表機能の検討を更に進めるにあたっては、引き続き、対象となる事業者の意見を丁寧に聞いていただきたい。

(2) 17 頁の② 3 つめのレ点：「投資家・金融機関：任意報告事項を、投融資先の判断における一次スクリーニングに使用（業種内比較等）」とある。具

体的なデータ活用(想定)の事例として、報告数が報告者数全体の1%にも満たない任意報告を取り上げるより、義務的報告事項を取り上げる方がデータの有効活用促進の趣旨に適うのではないか。また、少ないデータでは、挙げられている「業種内比較」は困難ではないか。

さらに一次スクリーニングへの使用の推奨は、本来金融機関は、温室効果ガス排出を量のみで判断するのではなく、事業の実情に照らして実質的に判断すべきところ、形式的・一律的判断を助長することとなるのではないか。

### 3. 資料5「任意報告の拡充について」

(1) 16～17 頁：今回、任意報告充実化の方向性として、基本的な考え方と具体的内容の案が示された。本制度の報告事業者は1万3千以上であり、その6割以上が中小企業、約85%が非上場企業と裾野が広く、義務的報告事項の拡充には極めて慎重であるべきである。今回の任意報告充実化が、将来の義務化に繋がることなどないようにしていただきたい。

(2) 17 頁 2) ②ふたつめのレ点：この「再生可能エネルギーの使用状況（証書の購入量等）」は、「排出原単位・排出量削減に関し実施した措置の詳細」に含まれると考えられる。また、排出原単位の低減や排出量削減のためには措置としては、水素・アンモニアの活用等もあるところ、あえて再エネを特出しすることは、制度の技術中立性を損なう。

以 上